

出自を知る権利の保障と生物学上の親調査義務

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 7 年 4 月 21 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 28700 号

【事 件 名】 生物学上の親調査義務確認等請求事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（確定）

【参 照 法 令】 市民的及び政治的権利に関する国際規約 17 条 1 項・2 項、23 条 1 項、児童の権利に関する条約 7 条 1 項、8 条 1 項・2 項、9 条 1 項、憲法 13 条、21 条等

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25622506

熊本大学教授 梅澤 彩

事実の概要

X は、昭和 33（1958）年●月●日に東京都立の産院（昭和 63（1988）年閉院。以下、「本件産院」という。）にて出生したが、本件産院内において他の新生児と取り換えられ、生物学上の親とは異なる夫婦（以下、「本件両親」という。）の子として出生の届出がされ、本件両親の下で育てられた。

X は、平成 16（2004）年に DNA 型鑑定等を受けたところ、本件両親との間に親子関係が存在しないことが判明した。同年 9 月、X および本件両親は、本件産院を設置・管理していた Y（東京都）に対し、X の出生当時に本件産院で出生した新生児の氏名および妊婦の住所氏名ならびに新生児の保護者の住所氏名を教示するよう求める書面を送付したが、Y の回答は、当時の診療録等の記録は全て廃棄されており、不明というものであった。

X および本件両親は、同年 10 月、Y に対し、本件取り換えが不法行為または分娩助産契約の債務不履行に当たるとして損害賠償を求める訴訟を提起した。平成 18（2006）年 10 月、裁判所は、当該取り換えが分娩助産契約の債務不履行に当たるとして、Y に対し、X に 1000 万円および本件両親に各 500 万円の支払いを命じた（東京高判平 18・10・12 判タ 1252 号 264 頁。以下、「前訴訟審判決」という。）。これを受けて、X および本件両親は、Y に対し、生物学上の親および子を探すための協力を求めてきたが、Y は応じなかった。

そこで、X は、令和 3（2021）年 11 月、Y に対し、次のとおり本件訴訟を提起した。〔1〕主位的には、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以

下、「自由権規約」という。）および児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という。）の各規定に基づき（以下、「主位的調査請求」という。）、予備的に分娩助産契約（予備的請求 1）、さらに予備的に医療事故に準ずる重大な問題事案におけるてん末報告義務（予備的請求 2）、さらに予備的に上記取り換えを先行行為として条理上認められる原状回復義務（予備的請求 3）に基づき、いずれも X の生物学上の親を特定するための調査（以下、「本件調査」という。）の実施等を求め（以下、主位的調査請求および各予備的請求を併せて「本件調査請求」という。）、また、〔2〕主位的調査請求と選択的に、Y が自由権規約および子どもの権利条約の各規定に基づく調査義務を負うことの確認を求める（以下、「本件義務確認請求」という。）とともに、〔3〕Y が調査義務を怠ったことを理由として、主位的には不法行為に基づき、予備的には分娩助産契約の債務不履行に基づき、損害賠償を求めた。

判決の要旨

本判決は、本件調査請求のうち、主位的調査請求および本件義務確認請求については理由がないが、本件分娩助産契約に基づく本件調査請求（予備的請求 1）は、一部理由があるとしてこれを認容し、その他の請求を棄却した。

なお、前記〔3〕については、本件訴訟に至るまでの Y の対応等に調査義務の懈怠は認められず、前訴訟審判決は同判決確定以降の精神的苦痛の継続を見越した慰謝料の算定をしていたなどとして、請求を棄却した。

1 主位的調査請求および本件義務確認請求の 当否

「子が生物学上の親との関係性を切断されないことは…親子、親族等の法律関係に基づく権利利益を享受するための前提となるが、そのみならず、子が生物学上の親とのつながりやきずなを確認し、あるいは構築すること自体が、子の人格的生存にとって重要なことであり…仮に生物学上の親の死亡や所在不明等により、子が生物学上の親とのコミュニケーションを取ることができないとしても、自身の重要な根元的・歴史的事実である出自に関する情報を知ること自体も、憲法 13 条が保障する個人の人格的生存に重要なこととして、法的利益として位置付けられていると考えられる。」

加えて、自由権規約 17 条 1 項・2 項、23 条 1 項、および、子どもの権利条約 7 条 1 項、8 条 1 項・2 項、9 条 1 項は「その原因行為の故意・過失を問わず、子が不法にその生物学上の父母と分離されたり…家族関係に不法な干渉を受けたりしない権利の保護を要請しており、身元を明かしたくないという父母の利益にも配慮しつつ、できる限り、子が自己の出自（生物学上の親）を知る権利及び子が父母の養育を受ける権利ないし法的利益（以下「自己の出自を知る権利等」という。）を保障していると解することが相当である。」そして、「自由権規約及び子どもの権利条約（以下「本件各条約」という。）が保障する自己の出自を知る権利等は、我が国の国民にも直接保障されているものと解することが相当である。」

「もっとも、X が本件各条約に基づいて自己の出自を知る権利等を保障されているからといって、X の Y に対する本件調査請求が直ちに認められるわけではな」く、「X が援用する本件各条約の各規定を検討しても…立法等の措置なく具体的事案に応じた効果的な措置の内容を決定することを許容していると解することも困難であ」り、X が併せて援用する憲法 13 条、21 条の各規定等の内容を踏まえても、本件調査請求のうち、主位的調査請求および本件義務確認請求については理由がない。

2 本件分娩助産契約に基づく本件調査請求の 当否

「X は、出生した頃以降、本件分娩助産契約に基づき、生物学上の親に引き渡される請求権（本

来の履行請求権）を取得し」、「本件取り違え以降は、Y には債務不履行責任が発生したものと解されるが、本件取り違えによっても、X 及び本件両親にとっては上記本来の履行請求権が実現される必要性は消滅せず、かつ、一旦新生児の取り違えが発生しても、直ちに Y が生物学上の親を発見して X を引き渡すこと…が不可能となるわけではないから、本来の履行請求権は存続し続けている」。また、「取り違え事象の当事者である子にとっては…生物学上の親を知りたいと考えることが自然であるし…肉親との交流を実現する可能性も残されている。」

「したがって、取り違え事象の当事者である子について、その経過期間の長短や生物学上の親の生存の有無を問わず、自らの出自を知ることの法的利益が失われるものではない。そうすると、前記本来の履行請求権は…取り違えを発生させた Y において、生物学上の親を発見するための合理的な方法による調査を尽くすべき義務として存続するものである」る。以上に加えて、本件は「Y が上記調査義務を負担している事案であるところ…本件分娩助産契約に基づく調査義務は、私法上の義務という面にとどまらない本件各条約上の公的義務という側面がある」。本件調査は、基本的に、「Y において、現時点で実施が合理的に可能な調査の方法及び範囲において…調査することを求める内容であるといえるから」、「別紙 1（筆者注：取り違えの相手方である可能性のある対象者の調査、当該対象者のうち協力を得られた者に対する DNA 型鑑定の実施、X の戸籍上の母との親子関係が確認できた者に対しては、その旨および X と X の戸籍上の母が連絡を取ることを強く希望している旨を伝えて連絡を希望するか否かの意思確認を行うこと、各調査を完了した時点で X に対して調査の経過および結果〔連絡希望者が承諾した個人情報を含む〕を遅滞なく報告すること。）の限度において、Y が本件分娩助産契約に基づき負担する X の生物学上の親を調査すべき義務を具体化したものであると解して、これを認めることが相当である。」

判例の解説

一 問題の所在

出自を知る権利とは、一般に、「どのような方法で現在の親子関係になったのか」、「自分の生物

学上の親は誰なのか」について知る権利であるとされる。日本においては、出自を知る権利を直接規定する法律はない。

出自を知る権利が問題となるのは、里親制度・養子縁組制度を用いた親子関係、産院等での取り違え、新生児のあっせん（以下、「藁の上からの養子」という。）、提供型生殖補助医療を用いた親子関係、継親子関係、匿名出産・内密出産等、生物学上の親と育ての親が異なる場合である。

本件は、産院での取り違えが発生した結果、生物学上の親とは異なる者が育ての親となった事案である。このような場合に、当該子の出自を知る権利は認められるのか、認められた場合に、同権利または分娩助産契約等に基づく生物学上の親の調査請求が認められるかが問題となった¹⁾。

二 出自を知る権利について

1 出自を知る権利の意義

子の出自を知る権利の意義としては、実利的側面（生物学上の親の病歴や遺伝子情報の把握、近親婚の回避）、アイデンティティの確立（子の成長・人格形成に必要な自己同一性の確立）、現在の親子関係の強化（親子間に心理的不安のない家庭環境の保障、親子関係の再構築）が指摘されることが多い。もっとも、これらの観点からは、必ずしも生物学上の親個人を特定する必要がない場合もある。

しかしながら近年では、精子提供により出生した当事者、養子縁組の当事者、「こうのとりのゆりかご」（いわゆる「赤ちゃんポスト」）に預け入れられた当事者らが出自を知る権利の保障を求めて、様々な活動を展開している。そして、多くの当事者は、生物学上の親個人を特定できる情報の開示を求めている。さらに、最近では、新生児あっせん事件（菊田医師事件）の当事者として、自身の生い立ちに関する情報提供を呼びかけるため、マスコミの取材に応じる当事者も現れている²⁾。

2 出自を知る権利の法的根拠

法的根拠としては、従来、子どもの権利条約、憲法が指摘されてきた。ここでは紙幅の都合上、同権利条約7条、憲法13条について概観する。

子どもの権利条約7条1項は、子は「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定する。自己の出自を知るとは、子の心理的安定に資するとして提案された権利であるが、「秘密養子制度」（養子の生物

学上の親を知る権利を認めない制度）をもつ国々から異論が出されたため、「できる限り」という文言が付された³⁾。

子の出自を知る権利における「父母」には、法律上の父母だけでなく生物学上の父母も含まれると解した場合、日本の養子縁組制度では、戸籍を通して同権利が保障されているが、棄児や藁の上からの養子、提供型生殖補助医療等により出生した子については、同項に基づく権利が保障されていると解するのは難しいとの指摘があった⁴⁾。

一方、子の出自を知る権利は、憲法13条から導き出される人格的自律権の一部として保障されるべきとする見解がある⁵⁾。ただし、同見解によると、権利行使の際の年齢やその他の条件、個人情報保存管理・開示請求に関わる手続等を法律で定めておく必要があり、憲法上の権利として出自を知る権利が存在するとしても、法律の定めがない以上、憲法を根拠として裁判所に直接開示請求することは困難であるとされる⁶⁾。

3 出自を知る権利をめぐる議論の動向と現状

生物学上の親との法的親子関係を断絶する特別養子縁組の戸籍では、養父母・養子はそれぞれ「父／母」・「長男／長女」のように記載される。ただし、子の身分事項欄に「民法817条の2による裁判確定」の文言が記載されることから、子は自らの戸籍を辿りその生物学上の父母を知り得る。このような戸籍の在り方について、平賀俊明は、養子が自分のルーツである生物学上の親を知り「自分の存在感（アイデンティティ）を確立する必要がある」ことから、出自を知る権利の制度的保障が一つの考慮事項とされたとしている⁷⁾。他方、細川清は、「近親婚の防止等戸籍の最小限の機能を確保するため」であったとしており⁸⁾、特別養子制度の導入に際し、出自を知る権利の保障という視点が存在したかについては判然としない。

その後、生殖補助医療の進展・普及に伴い、出自を知る権利は、「子ども自身が自らのオリジンを知る権利」⁹⁾、「人間としての尊厳」¹⁰⁾という観点から保障されるべきとの指摘がされるようになり、同権利は、「生まれた人の人格的利益、人間としての尊厳にかかわる基本的な権利」であると認識されるようになった¹¹⁾。

一方、政府は、平成12（2000）年以降専門委員会等を設置し、提供型生殖補助医療による子の法的親子関係・出自を知る権利等について検討し

てきた¹²⁾。しかし、令和7(2025)年2月5日に「生殖補助医療の在り方を考える議員連盟」が参議院に提出した「特定生殖補助医療法案」（後に廃案）にみられるように、子の出自を知る権利の保障よりも提供者の匿名性を優先する立場も根強く存在しており、出自を知る権利に関する法制度は未だ検討段階にある¹³⁾。

その他、内密出産については、法務省・厚生労働省によりガイドラインが策定されたが、子の出自を知る権利の重要性や出産前後の母子支援の観点からは推奨するものではないとされている¹⁴⁾。

三 本件について

日本においては、出自を知る権利の意義・法的根拠に関する議論が十分ではなく、そもそも「権利」として保障されているのかどうかについても見解が分かれていた。本件は、裁判所として初めて「自己の出自に関する情報を知ること」自体に法的利益を認め、出自を知る権利の意義および法的根拠を明確にした点において、画期的なものであったと評価することができる。

他方で、裁判所は、Xが求めた生物学上の親の調査義務については、具体的な立法等の措置がない以上、自由権規約および子どもの権利条約、憲法の各規定等の内容からこれを認めることは難しいとした。その上で、当該義務は、分娩助産契約に基づくXの生物学上の親に引き渡される請求権が、取り違えを発生させたYにおいて、生物学上の親を発見するための合理的な方法による調査を尽くすべき義務として存続するものと解してこれを認めるという判断を示した。

さらに、本件は、地方自治体であるYが設置・管理していた産院での取り違えであったことから、裁判所は、私法上の義務に加えて上記各条約上の公的義務があること、Xが求めた調査（前記別紙1）はYによる実施が合理的に可能なものであることを指摘している。同調査の内容が、Xが生物学上の親を特定するために必要不可欠なものであると同時に、取り違えの相手方であった者の出自を知る権利および出自に関する真実を知らされない／知らないでいる権利を保障するものであったことも、請求の認容を促すものであったと思われる。

以上の点を踏まえると、今後、医療機関等での取り違えが判明した事案において、当該機関が民

間機関である場合、さらには当該機関が事業承継することなく廃業した場合にも、本件と同様に分娩助産契約に基づく生物学上の親の調査義務が認められるかについては疑問が残る。

先にみたように、出自を知る権利を求める当事者の背景は様々であるが、自己の出自を知る権利に法的利益が認められる以上、同権利の実現を可能とするような法の解釈または立法が求められる。

●——注

- 1) 本件に関する判例評釈として、坂田隆介『「自己の出自を知る権利」に基づく生物学上の親の調査請求」新・判例解説 Watch(Web版 2025年7月18日掲載)、初川彬「新生児取り違えと出自を知る権利——国際人権法の視点から」新・判例解説 Watch (Web版 2025年7月25日掲載)がある。
- 2) 「本当の両親が知りたい 赤ちゃんあっせんの波紋」毎日新聞 2025年9月7日付1面、『医師の英雄視』違和感 出自調査に公的支援を」同3面。
- 3) 喜多明人＝森田明美＝広沢明＝荒牧重人編『逐条解説』子どもの権利条約（日本評論社、2009年）86頁〔鈴木博人〕。波多野里望『逐条解説児童の権利条約〔改訂版〕』（有斐閣、2005年）48～49頁。
- 4) 波多野・前掲注3）52～53頁。
- 5) 小泉良幸『「子どもの出自を知る権利」について』学術の動向（2010年）53頁。
- 6) 小泉・前掲注5）54頁。
- 7) 平賀俊明「特別養子の戸籍について」米倉明＝細川清編『民法等の改正と特別養子制度』（日本加除出版、1988年）200～201頁。
- 8) 細川清「養子法の改正」ジュリ 894号（1987年）52頁。
- 9) 唄孝一「人工生殖について思ってきたこと」産婦人科の世界 52巻春季増刊号（2000年）159頁。
- 10) 深谷松男「人工生殖に関する家族法上の問題」家族（社会と法）15号（1999年）137～138頁。
- 11) 二宮周平「出自を知る権利とドナーの尊厳」『生殖補助医療のこれから——社会の合意に至るために考えること——』（日本学術協力財団、2025年）103頁。
- 12) 厚生科学審議会先端医療技術評価部会生殖補助医療技術に関する専門委員会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」（平成12(2000)年12月28日）、厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成15(2003)年4月28日）。
- 13) 同法案では、提供者の情報は国立成育医療研究センターが保管し、提供者の特定につながる情報は提供者の同意が得られたものに限って開示するとされた。
- 14) 「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（令和4(2022)年9月30日）。